

## 選舉運動用通常葉書差出票

注 備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄ですから記入しないでください。

## 備考

都道府県の議会の議員、市長（特別区の区長を含む。）及び市の議会（特別区の議会を含む。）の議員の候補者の差出票については、「この様式中「500通」とあるのは「200通」と、「1,000通」とあるのは「400通」とし、町村長及び町村の議会の議員の候補者の差出票については、「この様式中「500通」とあるのは「100通」と、「1,000通」とあるのは「200通」とする。

## 1 使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が500通以内となるまで、同一のものを差出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が500通を超えることとなるときは、その超える分につき500通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に1,000通以上を差し出すときは、500通の整数倍となる通数につき、500通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に500通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと。

## 2 郵便物差出し上の注意

- (1) 選舉運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所に差し出すこと。
- (2) 選舉運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。